

杉並区資金管理方針

杉並区

杉並区資金管理方針

杉並区は、資金を安全かつ効率的に保管運用するために、杉並区資金管理方針を次のように定める。

1 方針の目的

会計管理者が管理する資金（歳計現金・歳入歳出外現金（以下「会計総合」という。）及び基金に属する現金）については、本方針に基づき、安全性の確保を最重要視するとともに、流動性をあわせて確保し、効率的な資金管理を行うことを目的とする。

2 資金管理の基本原則

（1）資金管理の基本的視点

- ①元本を確実に保全し「安全性」を確保する。
- ②支払準備金に支障が生じないよう「流動性」の確保に努める。
- ③運用の収益性に配慮し、「効率性」の確保に努める。

（2）保管・運用の原則

資金の保管・運用にあたっては、流動性が要求される支払準備金等は、決済性預金での運用を中心とするが、中・長期での運用が可能な資金については、債券や定期性預金等での運用を行う。

なお、債券や定期性預金等での保管・運用を行う場合には、満期償還期限までの保有を原則とする。

ただし、次の場合に限り、運用中の預金の解約、債券の売却を行うことができることとする。

- ① 金融機関の経営状況の悪化や債券の発行体の信用力の悪化に伴う損害を回避する場合
- ② 資金需要や目的に従って資金を取り崩す場合
- ③ 効率性を確実に向上させるため、商品の入れ替えを行う場合
- ④ 金利全般の上昇により保有債券に評価損が発生する恐れがあり、かつ、好転する見通しがない場合

（3）競争性の導入

資金の保管・運用にあたっては、金融機関等による引き合いなどの公平・公正な競争を導入し、効率性を高める方法を採用する。

3 資金管理の具体的方法

(1) 資金運用方針及び実績の報告

- ① 会計管理者は、毎年度、資金の保管及び運用の方針（資金管理計画）を作成し区長に報告する。
- ② 会計管理者は、毎年度の資金運用実績を区長に報告する。

(2) 運用する金融商品の考え方

資金を運用する金融商品の選択にあたっては、安全性の確保を最優先するとともに、加えて、運用収益の確保のため効率性を追求するほか、資金需要に備えるため流動性にも十分配慮する。

(3) 運用商品の運用期間

- ① 預金
預金による運用期間の上限は2年までとし、会計管理者はその範囲内で運用する。
- ② 債券その他の商品
償還の期間の上限は、原則10年までとし、運用の期間ポートフォリオは基金の種類や金利情勢等を考慮しながら、運用する。
ただし、金利の低位安定傾向が続く場合においては、金利リスク、期間リスクに配慮しつつ20年までの債券を運用することを妨げない。

(4) 運用商品の選択

- ① 会計総合
ア 支払準備金は、最も流動性に富んだ保管が要求されるため、普通預金などの決済性預金により指定金融機関に預け入れる。
イ 支払準備に支障のない範囲で長めの運用を図ることができる資金については、指定金融機関等における定期性預金などにより運用を行う。
ウ イの場合の期間は、支払準備に支障のない期間とし、一会計年度内とする。
- ② 運用基金
当該基金は、日々の支払いや貸付に使用するため流動性が要求されることから、原則として、指定金融機関の決済性預金で運用する。
- ③ 積立基金
ア 原則として、国債や政府保証債、地方債、財投機関債など元本償還の安全性が高い商品の中から収益性の高い債券等での長期運用を行うが、一定割合は定期性預金、決済性預金など流動性に配慮した運用を行う。
イ 財務状況の変動や基金の性格等にも配慮し、基金総合全体に占める預金の比率は、最低10%を維持する。
ウ 債券運用にあたっては、原則として、債券総額に占める国債、政府保証債、地方債、財投機関債の割合を50%以上とする。

エ 上記イ、ウの基準で運用した残余については、国債、政府保証債、地方債、財投機関債以外の債券その他の金融商品で運用することができる。但し、債券等の発行体の格付けが、資金管理計画に定める基準を満たしている場合において、運用対象とする。

オ 債券の取得価格は、原則としてパー（額面価格）またはアンダーパー（額面価格未満）とする。なお、金利水準の変化等により債券購入の選択の余地のない場合には、オーバーパー（額面価格超）債券の購入ができる。

（５）分散運用

- ① 運用にあたっては、特定の金融機関や金融商品に集中しないように分散して行う。
- ② 分散運用を図るうえで、必要に応じ、一金融機関あたりの預金額等の上限を設けるとともに、満期日や償還日を分散して流動性を確保する。

４ 金融機関の選択

（１）資金運用先である金融機関の選択

- ① 取引金融機関は、財務の健全性や地域性、当区との関わりを考慮して選択する。
なお、金融機関の選択にあたっては、金融機関が預金保険法第102条または金融機能強化特別措置法の適用を受けることを前提とする。
- ② 金融機関の選択にあたっては、「自己資本比率」、「不良債権比率」、「格付け」等の指標に基づき、経営状況を分析し、預け入れ先を決定する。

（２）経営状況の分析

資金の預け入れ先である金融機関の経営状況は、3月、9月期の決算期のほか、四半期ごと公表される情報をもとに、健全性、流動性及び効率性の観点から分析を行う。

また、必要に応じ、金融機関からのヒヤリングを行い、情報収集に努める。

（３）預金の対応

（１）及び（２）の経営状況の分析結果に応じ、預入期間、預入金額の制限や新規預金の制限、中途解約などの対応を検討した結果、一定の制約を加える場合は、基金管理監の意見を聴き、会計管理者が判断する。

（４）預金債権の借入金債務等との相殺

- ① 金融機関の破綻時においては、当区の預金債権が存在し、借入金債務等がある場合に相殺により保全する。
- ② 預金債権を相殺により保全する場合には、必要に応じ、区債の「証書借入れの方法による借入れ」の確保を図る。

5 資金管理を行うための体制

(1) 基金管理監の支援、助言

会計管理者は、安全かつ効率的な資金管理を行うため、基金の管理及び処分に
関して、基金管理監の技術的な支援及び助言を得ることとする。

(2) 運用結果の公表

資金管理状況は、毎年度、その運用実績をとりまとめ、区民へ公表する。

6 資金管理方針の見直し

この方針は、必要に応じて見直しを行うものとする。

7 その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則（施行期日）

本方針は、平成18年1月6日から施行する。

附則

本方針は、平成19年4月1日から施行する。

附則

本方針は、平成20年4月1日から施行する。

附則

本方針は、平成20年12月17日から施行する。

附則

本方針は、平成22年4月1日から施行する。

附則

本方針は、平成24年4月1日から施行する。

附則

本方針は、平成28年4月1日から施行する。